



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年10月16日金曜日 第2109号外1

### ◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例..... 1  
 愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....18  
 愛媛県グリーンニューディール基金条例.....19  
 愛媛県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例.....19  
 愛媛県公立大学法人評価委員会条例.....20  
 愛媛県医療施設耐震化臨時特例基金条例.....21  
 愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....21  
 愛媛県安心子ども基金条例の一部を改正する条例.....22

愛媛県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例.....22  
 愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例.....23  
 愛媛県県立高等技術専門学校機器整備基金条例.....23  
 愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条  
 例.....24  
 愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例.....24  
 愛媛県高等学校等修学支援基金条例.....25  
 愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例.....25  
 愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....28

## 条 例

### ○愛媛県条例第45号

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(愛媛県職員退職手当条例の一部改正)

第1条 愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 省略</p> <p>(遺族の範囲及び順位)</p> <p>第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)</p> <p>(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの</p> <p>(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族</p> <p>(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないものの</p> <p>2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。</p> <p>3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。</p> <p>4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。</p> <p>(1) 職員を故意に死亡させた者</p>	<p>第2条 省略</p>

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第2条の3 省略

第2条の4 省略

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 省略

2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項及び第5条において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(3) 省略

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 省略

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び同条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1)~(10) 省略

(11) 第8条第1項 〃に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(12) 第8条第2項 〃に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(13) 第8条第3項第1号 〃に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(14) 第8条第3項第2号 〃に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(15) 第8条第3項第3号 〃に規定する場合における職員以外の

第2条の2 省略

第2条の3 省略

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 省略

2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項及び第5条において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者 〃 に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(3) 省略

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 省略

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第7条の4第4項、第8条第3項又は第14条の規定に該当するもの 〃 を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給 〃 に係る退職の日以前の期間及び第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該 〃

退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1)~(10) 省略

(11) 第7条の4第1項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(12) 第7条の4第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(13) 第7条の4第3項第1号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(14) 第7条の4第3項第2号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(15) 第7条の4第3項第3号に規定する場合における職員以外の

地方公務員としての引き続きいた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

(16) 第8条第3項第4号 \_\_\_\_\_ に規定する場合における国家公務員としての引き続きいた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

(17) 第8条第3項第5号 \_\_\_\_\_ に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

(18) 第8条第3項第6号 \_\_\_\_\_ に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

(19) 省略

(退職手当の調整額)

#### 第6条の4 省略

2・3 省略

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの \_\_\_\_\_ 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

5 省略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) 省略

2 省略

(勤続期間の計算)

#### 第7条 省略

2 省略

3 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続きいた在職したものとみなす。

4 省略

5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員

地方公務員としての引き続きいた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

(16) 第7条の4第3項第4号 \_\_\_\_\_ に規定する場合における国家公務員としての引き続きいた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

(17) 第7条の4第3項第5号 \_\_\_\_\_ に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

(18) 第7条の4第3項第6号 \_\_\_\_\_ に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

(19) 省略

(退職手当の調整額)

#### 第6条の4 省略

2・3 省略

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者 \_\_\_\_\_ でその勤続期間が \_\_\_\_\_ 24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。） 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 省略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) 省略

2 省略

(勤続期間の計算)

#### 第7条 省略

2 省略

3 職員が退職した場合（第8条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続きいた在職したものとみなす。

4 省略

5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員

以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続き職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

(1) 職員が、第20条第2項の規定により退職手当を支給されずに職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつた場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(2)～(7) 省略

6～9 省略

（一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算 \_\_\_\_\_）

第8条 省略

2・3 省略

4 省略

5 省略

以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続き職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

(1) 職員が、第14条の規定により退職手当を支給されずに職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつた場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(2)～(7) 省略

6～9 省略

（一般地方独立行政法人等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例）

第7条の4 省略

2・3 省略

4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

5 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

6 省略

7 省略

（退職手当の支給制限）

第8条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者

(2) 法第28条第4項の規定により失職（法第16条第1号に該当する場合を除く。）した者

(3) 法第37条第2項の規定に該当し退職させられた者

2 一般の退職手当のうち、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(失業者の退職手当)

**第10条** 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあつては、6月以上)で退職した職員(第4項又は第6項の規定に該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間(当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は人事委員会規則で定める職員に準ずる者(以下この条において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第2号ア又はイに掲げる期間が含まれているときは、当該同号ア又はイに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。)の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他人事委員会規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、人事委員会規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。次項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下この項において「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等

\_\_\_\_\_の額

(2) 省略

2～15 省略

(定義)

**第11条** この条から第18条までにおいて、次の各号に掲げる用語の

(1) 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が0である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

(2) その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で人事委員会規則で定めるもの

**3** 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、その退職については、退職手当を支給しない。

**4** 自己の責に帰すべき事由により退職した者には、一般の退職手当は、支給しないことができる。

(失業者の退職手当)

**第10条** 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあつては、6月以上)で退職した職員(第4項又は第6項の規定に該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間(当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は人事委員会規則で定める職員に準ずる者(以下この条において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第2号ア又はイに掲げる期間が含まれているときは、当該同号ア又はイに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。)の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他人事委員会規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、人事委員会規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。次項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下この項において「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及

び前条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当等」という。)の額

(2) 省略

2～15 省略

(遺族の範囲及び順位)

**第11条** 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒免職等処分 法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
- (2) 退職手当管理機関 法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この条から第18条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及びこの条から第18条までの規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関）をいう。ただし、当該機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及びこの条から第18条までの規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関）をいう。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

**第12条** 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
- (2) 法第28条第4項の規定による失職（法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を愛媛県報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

**第13条** 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
  - (3) 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によつて等分して支給する。

（遺族からの排除）

**第11条の2** 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い）

**第12条** 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項及び次条第5項において同じ。）をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

2 前項但書の規定により退職手当の支給を受ける者が既に第10条の規定による退職手当の支給を受けている場合においては、同項但書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、前項但書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた第10条の規定による退職手当の額以下であるときは、前項但書の規定による退職手当は、支給しない。

3 前2項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

（退職手当の支給の一時差止め）

**第12条の2** 任命権者は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確

その者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を愛媛県報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分

\_\_\_\_\_を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条 \_\_\_\_\_又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者 \_\_\_\_\_に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 任命権者は、一時差止処分について

\_\_\_\_\_、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分 \_\_\_\_\_を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第10条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。)において、当該退職をした者が既に第10条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後 \_\_\_\_\_ に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給 \_\_\_\_\_ を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 一時差止処分 \_\_\_\_\_ を受けた者に対する第10条の規定の適用については、当該一時差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

8 前条第2項の規定は、一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分が取り消されたことにより一般の退職手当等の支給を受ける場合について準用する。

9 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

10 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ知事に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。

11 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(退職手当の返納)

**第12条の3** 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第10条第1項、第4項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けていた場合(受けることができた場合を含む。)は、この限りでない。

(1) 一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第2項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができた者であつた場合 一般の退職手当等の額からこれらの規

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

**第14条** 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第12条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第12条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

**第15条** 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対

定により算出される金額を控除して得た額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 一般の退職手当等の額の全額

2 前項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第2項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第4項又は第6項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 愛媛県行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第12条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

**第16条** 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第12条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 愛媛県行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

**第17条** 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後におい

て、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する愛媛県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした

者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から前項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第12条第2項並びに第15条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 愛媛県行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第15条第4項の規定による意見の聴取について準用する。  
(人事委員会への諮問)

**第18条** 人事委員会は、退職手当管理機関の諮問に応じ、第14条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)について調査審議する。

2 退職手当管理機関は、退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

3 人事委員会は、第14条第2項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知つている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

5 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

**第19条** 省略

(職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)

**第20条** 職員が退職した場合(第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に

**第13条** 省略

(職員以外の地方公務員等となつた者の取扱い)

再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 省略

3 職員が第8条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第21条 省略

附 則

10 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて昭和28年12月31日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて職員以外の地方公務員等となつたものについては、第20条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となつたものとみなして前項の規定を適用する。

13 昭和28年12月31日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続いて職員となつた者又は附則第11項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて次項で定める退職（以下「特殊退職」という。）をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第26号による改正前の愛媛県職員退職手当条例第7条の4第2項並びに附則第15項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（附則第15項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職をした者については、当該割合とその者に係る同項において例による附則第13項第2号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和37年愛媛県条例第57号）附則第5項並びに条例第26号附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) 省略

16 未復員者の勤続期間の計算については、昭和28年12月31日現在における勤続期間の計算に関する規定の例による。ただし、本邦に帰還後引き続いて職員となつた未復員者（第20条第2項又は愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成21年愛媛県条例第45号。附則第21項において「条例第45号」という。）第1条の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例第14条の規定の適用を受け、引き続いて職員以外の地方公務員等となり、更に引き続いて職員となつた者を含む。）又は附則第11項の規定の適用を受ける未復員者の未復員者としての勤続期間（未復員者と

第14条 省略

第15条 省略

附 則

10 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて昭和28年12月31日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて職員以外の地方公務員等となつたものについては、第14条の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となつたものとみなして同項の規定を適用する。

13 昭和28年12月31日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続いて職員となつた者又は附則第11項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて次項で定める退職（以下「特殊退職」という。）をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第26号による改正前の愛媛県職員退職手当条例第7条の4第2項並びに附則第15項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（附則第15項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職をした者については、当該割合とその者に係る同項において例による附則第13項第2号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和37年愛媛県条例第57号）附則第5項並びに条例第26号附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) 省略

16 未復員者の勤続期間の計算については、昭和28年12月31日現在における勤続期間の計算に関する規定の例による。但し、本邦に帰還後引き続いて職員となつた未復員者（

第14条の規定の適用を受け、引き続いて職員以外の地方公務員等となり、さらに引き続いて職員となつた者を含む。）又は附則第11項の規定の適用を受ける未復員者の未復員者としての勤続期間（未復員者と

<p>ての勤続期間に引き続いた未復員者以外の職員又は職員以外の地方公務員等としての同日 _____ 以前における勤続期間を含む。)の計算については、未復員者以外の職員の例による。</p> <p>20 第2条の2第1項から第3項までの規定は、前項に規定する家族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条中「遺族」とあるのは「家族」と、「死亡当時」とあるのは「退職当時」と、「主としてその収入によつて生計を維持していたもの」とあるのは「職員が帰還しているとすれば主としてその収入によつて生計を維持していると認められるもの」と読み替えるものとする。</p> <p>21 附則第18項の規定は、同項に規定する職員が本邦に帰還後引き続き職員として在職し、若しくは引き続いて職員となつて在職する場合又は第20条第2項若しくは条例第45号第1条の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例第14条の規定の適用を受け、引き続いて職員以外の地方公務員等となつて在職する場合においては、恩給法の一部を改正する法律附則第30条第1項第1号又は第2号に掲げる者については、適用がなかつたものとみなし、同項第3号に掲げる者については、適用しないものとする。ただし、附則第9項の規定により支給された退職手当は、返還することを要しないものとし、当該退職手当の計算の基礎となつた在職期間は、その者の引き続いた在職期間には、含まないものとする。</p> <p>29 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者(条例第26号附則第5項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。))を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。</p>	<p>ての勤続期間に引き続いた未復員者以外の職員又は職員以外の地方公務員等としての昭和28年12月31日以前における勤続期間を含む。)の計算については、未復員者以外の職員の例による。</p> <p>20 第11条 _____ の規定は、前項に規定する家族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条中「遺族」とあるのは「家族」と、「死亡当時」とあるのは「退職当時」と、「主としてその収入によつて生計を維持していたもの」とあるのは「職員が帰還しているとすれば主としてその収入によつて生計を維持していると認められるもの」と読みかえるものとする。</p> <p>21 附則第18項の規定は、同項に規定する職員が本邦に帰還後引き続き職員として在職し、若しくは引き続いて職員となつて在職する場合又は _____ 第14条の規定の適用を受け、引き続いて職員以外の地方公務員等となつて在職する場合においては、恩給法の一部を改正する法律附則第30条第1項第1号又は第2号に掲げる者については、適用がなかつたものとみなし、同項第3号に掲げる者については、適用しないものとする。但し、附則第9項の規定により支給された退職手当は、返還することを要しないものとし、当該退職手当の計算の基礎となつた在職期間は、その者の引き続いた在職期間には、含まないものとする。</p> <p>29 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者(条例第26号附則第5項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者 _____ を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。</p>
--	--

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当)</p> <p><b>第14条 省略</b></p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、任命権者が定める手続を経て、支払われる前にあつてはその支給を制限し、支払われた後にあつては返納させ、又は納付させることができる。</p> <p>4~6 省略</p>	<p>(退職手当)</p> <p><b>第14条 省略</b></p> <p>2 前項の退職手当は、次の各号の一に該当する者には、支給しない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>3 第1項の退職手当は、自己の責に帰すべき事由により退職した場合には、支給しないことができる。</p> <p>4~6 省略</p>

(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当)</p> <p><b>第16条 省略</b></p>	<p>(退職手当)</p> <p><b>第16条 省略</b></p>

2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

(1)～(3) 省略

3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあつてはその支給を制限し、支払われた後にあつては返納させ、又は納付させることができる。

4 省略

5 省略

6 省略

2 退職手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。

(1)～(3) 省略

3 省略

4 省略

5 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県職員退職手当条例の規定、第2条の規定による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定及び第3条の規定による改正後の愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和37年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>5 適用日の前日に在職する職員で新条例第2条の職員に該当するものが適用日以後に次の各号に掲げる退職(公務上の死亡以外の死亡による退職で人事委員会規則で定めるものを除く。)をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、<u>新条例第2条の4</u>から第5条の3まで及び第6条から第6条の5までの規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 新条例第6条又は第6条の2の規定に該当する退職 その者につき旧条例第3条、第4条又は第5条の規定により計算した退職手当の額と新条例第2条の4、第3条、第5条から第5条の3まで及び第6条から第6条の4までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額</p>	<p>附 則</p> <p>5 適用日の前日に在職する職員で新条例第2条の職員に該当するものが適用日以後に次の各号に掲げる退職(公務上の死亡以外の死亡による退職で人事委員会規則で定めるものを除く。)をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、<u>新条例第2条の3</u>から第5条の3まで及び第6条から第6条の5までの規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 新条例第6条又は第6条の2の規定に該当する退職 その者につき旧条例第3条、第4条又は第5条の規定により計算した退職手当の額と新条例第2条の3、第3条、第5条から第5条の3まで及び第6条から第6条の4までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額</p>

4 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和48年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>2 改正後の愛媛県職員退職手当条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和47年12月1日(以下「適用日」という。)以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。ただし、新条例第7条第4項及び第5項、<u>第8条並びに第20条第3項及び第4項</u>の規定は、昭和48年5月17日(以下「法施行日」という。)以後の退職による退職手当について適用する。</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>2 改正後の愛媛県職員退職手当条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和47年12月1日(以下「適用日」という。)以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。ただし、新条例第7条第4項及び第5項並びに第7条の4 <u>の</u>規定は、昭和48年5月17日(以下「法施行日」という。)以後の退職による退職手当について適用する。</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p>

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分

の規定に該当する退職をし、

かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条第1項及び第5条の2並びに条例第57号附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 条例第57号附則第5項の規定の適用を受ける職員で前3項の規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びに前3項又は附則第16項の規定にかかわらず、その者につき条例第57号による改正前の愛媛県職員退職手当条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及び前3項又は附則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額とする。

(特定指定法人等の在職期間を有する者に関する経過措置)

14 附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の4及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第57号附則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。

(1) 新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額

(2) 省略

16 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の4及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第7項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) 省略

33 附則第9項又は附則第11項及び附則第19項の規定の適用を受ける者(他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。)が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の4及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項まで又は附則第14項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項及び次項において同じ。)の額と当該退職手当の支給を受け

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)の規定に該当する退職をし、

かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条第1項及び第5条の2並びに条例第57号附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 条例第57号附則第5項の規定の適用を受ける職員で前3項の規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びに前3項又は附則第16項の規定にかかわらず、その者につき条例第57号による改正前の愛媛県職員退職手当条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及び前3項又は附則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額とする。

(特定指定法人等の在職期間を有する者に関する経過措置)

14 附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第57号附則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。

(1) 新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額

(2) 省略

16 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第7項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) 省略

33 附則第9項又は附則第11項及び附則第19項の規定の適用を受ける者(他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。)が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項まで又は附則第14項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項及び次項において同じ。)の額と当該退職手当の支給を受け

た日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第57号附則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

34 附則第15項及び附則第19項の規定を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の4及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項まで又は附則第16項の規定にかかわらず、同項（条例第57号附則第5項の規定の適用を受ける者でこの条例附則第5項から附則第7項までの規定に該当するものにあつては、この条例附則第8項）の規定により計算した額からその者が特定退職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第57号附則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

た日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第57号附則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

34 附則第15項及び附則第19項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項まで又は附則第16項の規定にかかわらず、同項（条例第57号附則第5項の規定の適用を受ける者でこの条例附則第5項から附則第7項までの規定に該当するものにあつては、この条例附則第8項）の規定により計算した額からその者が特定退職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第57号附則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

5 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b> (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の愛媛県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由及び年齢と同一の理由及び年齢により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の愛媛県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第31項から第33項まで、第37項及び第38項、附則第9項の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和37年愛媛県条例第57号。以下「条例第57号」という。）附則第5項、附則第10項の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年愛媛県条例第26号。以下「条例第26号」という。）附則第5項から第8項まで並びに附則第12項の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年愛媛県条例第64号。以下「条例第64号」という。）附則第12項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第29項から第31項まで、第35項及び第36項並びに附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第</p>	<p><b>附 則</b> (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の愛媛県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由及び年齢と同一の理由及び年齢により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の愛媛県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第31項から第33項まで、第37項及び第38項、附則第9項の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和37年愛媛県条例第57号。以下「条例第57号」という。）附則第5項、附則第10項の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年愛媛県条例第26号。以下「条例第26号」という。）附則第5項から第8項まで並びに附則第12項の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年愛媛県条例第64号。以下「条例第64号」という。）附則第12項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第29項から第31項まで、第35項及び第36項並びに附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第</p>

57号附則第5項、附則第10項の規定による改正後の条例第26号附則第5項から第8項まで並びに附則第12項の規定による改正後の条例第64号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3 職員のうち新条例第7条第5項及び第6項並びに第8条第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第7条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続きいた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。

57号附則第5項、附則第10項の規定による改正後の条例第26号附則第5項から第8項まで並びに附則第12項の規定による改正後の条例第64号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3 職員のうち新条例第7条第5項及び第6項並びに第7条の4第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第7条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続きいた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。

○愛媛県条例第46号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条、第3条、第7条関係）				別表（第2条、第3条、第7条関係）			
1 省略				1 省略			
2 保健福祉関係事務手数料				2 保健福祉関係事務手数料			
事 務	名 称	金 額		事 務	名 称	金 額	
1～97の2 省略				1～97の2 省略			
98 歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号。99の項において「歯科技工法改正法」という。）附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士国家試験の実施	歯科技工士 国家試験手数料	36,000円		98 歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号。99の項において「歯科技工法改正法」という。）附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士試験の実施	歯科技工士 試験手数料	36,000円	
99 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条及び歯科技工法改正法附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士国家試験合格証明書の交付	歯科技工士 国家試験合格証明書交付手数料	3,000円		99 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条及び歯科技工法改正法附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士試験合格証明書交付の交付	歯科技工士 試験合格証明書交付手数料	3,000円	
100～113 省略				100～113 省略			
備考 省略				備考 省略			
3～5 省略				3～5 省略			
6 その他の手数料				6 その他の手数料			
事 務	名 称	金 額		事 務	名 称	金 額	
1～54 省略				1～54 省略			

54の2 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可申請手数料	240,000円			
55～64 省略					55～64 省略
備考 省略					備考 省略

**附 則**

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号。以下「改正法」という。）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日がこの条例の施行の日後となる場合には、別表6の表54の項の次に次のように加える改正規定及び次項の規定は、同条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。
- この条例の施行の日（同日において、改正法附則第1条ただし書に規定する規定が施行されていない場合にあっては、当該規定施行の日）から改正法の施行の日の前日までの間における改正後の愛媛県手数料条例別表6の表54の2の項の規定の適用については、同項事務の欄中「土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項」とあるのは、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）附則第2条第1項」とする。

○愛媛県条例第47号

愛媛県グリーンニューディール基金条例を次のように公布する。

平成21年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県グリーンニューディール基金条例**

（設置）

**第1条** 中長期的に持続可能な地域経済社会の構築及び当面の雇用創出を図ることを目的として地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するための事業を実施し及び支援するために要する経費の財源に充てるため、愛媛県グリーンニューディール基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

（処分）

**第5条** 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

**第6条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年5月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

○愛媛県条例第48号

愛媛県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を次のように公布する。

平成21年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例**

（設置）

**第1条** 地震又は火災の発生時に自ら避難することが困難な者が多く入所する社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー設備の整備の促進を図るために要する経費の財源に充てるため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

（処分）

**第5条** 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

**第6条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

#### ○愛媛県条例第49号

愛媛県公立大学法人評価委員会条例を次のように公布する。

平成21年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県公立大学法人評価委員会条例

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、愛媛県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

**第2条** 委員会は、委員5人以内で組織する。

（委員）

**第3条** 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

**第4条** 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長）

**第5条** 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

**第7条** 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

（雑則）

**第8条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第50号

愛媛県医療施設耐震化臨時特例基金条例を次のように公布する。

平成21年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県医療施設耐震化臨時特例基金条例

(設置)

第1条 大規模な地震等の災害の発生時に重要な役割を果たす医療機関の耐震化の促進を図るために要する経費の財源に充てるため、医療施設耐震化臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

○愛媛県条例第51号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事 務	市 町	事 務	市 町
1~28の2 省略		1~28の2 省略	
29 歯科技工士法(昭和30年法律第168号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(8) 省略 (9) 歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号。以下この項において「改正法」という。)附則第2条第1項の規定により知事が実施する歯科技工士国家試験の歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号。以下この項において「省令」という。)第7条第1項の規定に基づく受験	保健所を設置する市	29 歯科技工士法(昭和30年法律第168号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(8) 省略 (9) 歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号。以下この項において「改正法」という。)附則第2条第1項の規定により知事が実施する歯科技工士試験の歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号。以下この項において「省令」という。)第7条第1項の規定に基づく受験	保健所を設置する市

<p>願書の提出の受付及び知事への送付に関する事務</p> <p>(10) 改正法附則第2条第1項の規定により知事が実施する歯科技工士国家試験の省令第9条の規定に基づく合格証書の交付に関する事務</p> <p>(11) 改正法附則第2条第1項の規定により知事が実施する歯科技工士国家試験の省令第10条の規定に基づく合格証明書の交付の依頼の受付及び当該依頼に係る願書の知事への送付に関する事務並びに合格証明書の交付に関する事務</p>	<p>願書の提出の受付及び知事への送付に関する事務</p> <p>(10) 改正法附則第2条第1項の規定により知事が実施する歯科技工士試験____の省令第9条の規定に基づく合格証書の交付に関する事務</p> <p>(11) 改正法附則第2条第1項の規定により知事が実施する歯科技工士試験____の省令第10条の規定に基づく合格証明書の交付の依頼の受付及び当該依頼に係る願書の知事への送付に関する事務並びに合格証明書の交付に関する事務</p>
<p>30～62 省略</p>	<p>30～62 省略</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第52号

愛媛県安心こども基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県安心こども基金条例の一部を改正する条例**

愛媛県安心こども基金条例（平成21年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p><b>第1条</b> 保育所の整備、地域の子育て支援活動に関する取組の推進                  その他子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るために要する経費の財源に充てるため、安心こども基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>2 この条例は、<u>平成27年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p>（設置）</p> <p><b>第1条</b> 保育所の整備_____                  その他子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るために要する経費の財源に充てるため、安心こども基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>2 この条例は、<u>平成23年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第53号

愛媛県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例を次のように公布する。

平成21年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例**

（設置）

**第1条** 介護職員の処遇の改善及び特別養護老人ホーム等の開設の準備の支援に要する経費の財源に充てるため、介護職員処遇改善等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

（処分）

**第5条** 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

**第6条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失う。

### ○愛媛県条例第54号

愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例を次のように公布する。

平成21年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例

（設置）

**第1条** 地域密着型介護老人福祉施設等の整備及び特別養護老人ホーム等のスプリンクラー設備の整備の促進を図るために要する経費の財源に充てるため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

（処分）

**第5条** 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

**第6条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合には、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

### ○愛媛県条例第55号

愛媛県立高等技術専門学校機器整備基金条例を次のように公布する。

平成21年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県立高等技術専門学校機器整備基金条例

（設置）

**第1条** 愛媛県立高等技術専門学校における職業訓練の質の向上を図るための機器の整備に要する経費の財源に充てるため、県立高等技術専門学校機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

（処分）

**第5条** 基金は、第1条の経費の財源に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

**第6条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

○愛媛県条例第56号

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例**

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第3条関係） 使用料				別表（第3条関係） 使用料			
区分	種別	単位	金額	区分	種別	単位	金額
省略	省略			省略	省略		
紙産業関係	省略			紙産業関係	試作品づくり	1時間	990
	省略			工房	省略		
省略	省略			省略	省略		
手数料 省略				手数料 省略			

**附 則**

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

○愛媛県条例第57号

愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例**

愛媛県港湾管理条例（昭和28年愛媛県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>附 則</b> <u>（施行期日）</u>		<b>附 則</b>	
1	省略	1	省略

(市町が処理する事務に係る交付金の特例)

2 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に港湾施設を  
 占用し、又は使用した海上運送法(昭和24年法律第187号)第8  
 条第1項に規定する一般旅客定期航路事業者に対し、第11条の規  
 定に基づき当該占用又は使用に係る占用料又は使用料を減免した  
 場合における第15条第2項の規定の適用については、同項に規定  
 する額に、当該減免した占用料及び使用料(知事が定めるものに  
 限る。)の10分の3に相当する金額の範囲内で知事が定める額を  
 加算するものとする。

(市町の工費負担の特例)

3 省略

2 省略

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県港湾管理条例附則第2項の規定は、平成21年4月1日から適用する。

#### ○愛媛県条例第58号

愛媛県高等学校等修学支援基金条例を次のように公布する。

平成21年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県高等学校等修学支援基金条例

(設置)

第1条 経済的理由によって修学が困難な高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程の生徒の支  
 援に要する経費の財源に充てるため、高等学校等修学支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替  
 えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算  
 については、この条例の規定は、同年6月30日(同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日)までの間は、  
 なおその効力を有する。

#### ○愛媛県条例第59号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例(平成12年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）

別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）

事 務	名 称	金 額
1～15 省略		
16 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	銃砲刀剣類所持許可手数料	(1) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく許可の申請に係る審査 <u>6,800円</u> （当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、 <u>4,300円</u> ） (2) その他の者に対する許可の申請に係る審査 <u>10,500円</u> （当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、 <u>6,700円</u> ）
16の2 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第1項（同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認知機能に関する検査	認知機能検査手数料	<u>650円</u>
17 省略		
18 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施	猟銃操作等技能検定手数料	<u>22,000円</u>
18の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	猟銃操作等技能講習手数料	<u>12,300円</u>
19～21 省略		

事 務	名 称	金 額
1～15 省略		
16 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	銃砲刀剣類所持許可手数料	(1) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく許可の申請に係る審査 <u>5,400円</u> （当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、 <u>3,100円</u> ） (2) その他の者に対する許可の申請に係る審査 <u>9,000円</u> （当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、 <u>5,300円</u> ）
17 省略		
18 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施	猟銃操作等技能検定手数料	<u>21,000円</u>
19～21 省略		

<p>22 銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第2項の規定に基づく同法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>猟銃又は空気銃所持許可更新手数料</p>	<p>(1) 新たな許可証の交付を伴う場合 <u>7,200円</u> (当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、<u>4,800円</u>)</p> <p>(2) 新たな許可証の交付を伴わない場合 <u>6,800円</u> (当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、<u>4,400円</u>)</p>	<p>22 銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第2項の規定に基づく同法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>猟銃又は空気銃所持許可更新手数料</p>	<p>(1) 新たな許可証の交付を伴う場合 <u>5,800円</u> (当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、<u>3,500円</u>)</p> <p>(2) 新たな許可証の交付を伴わない場合 <u>5,400円</u> (当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、<u>3,100円</u>)</p>
<p>23 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第2項の規定に基づく射撃教習を受ける資格の認定の申請に対する審査</p>	<p>射撃教習資格認定手数料</p>	<p><u>8,900円</u></p>	<p>23 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第2項の規定に基づく射撃教習を受ける資格の認定の申請に対する審査</p>	<p>射撃教習資格認定手数料</p>	<p><u>7,900円</u></p>
<p>24 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第2項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査</p>	<p>射撃練習資格認定手数料</p>	<p><u>8,900円</u></p>	<p>24 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第2項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査</p>	<p>射撃練習資格認定手数料</p>	<p><u>7,900円</u></p>
<p>24の2 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に対する審査</p>	<p>年少射撃資格認定手数料</p>	<p><u>9,600円</u> (当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に係る審査にあつては、<u>5,900円</u>)</p>			
<p>24の3 銃砲刀剣類所持等取締法</p>	<p>年少射撃資格</p>	<p><u>1,800円</u></p>			

第9条の13第3項において準用する同法第7条第2項の規定に基づく年少射撃資格認定証の書換え	認定証書換え手数料				
24の4 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第3項において準用する同法第7条第2項の規定に基づく年少射撃資格認定証の再交付	年少射撃資格認定証再交付手数料	1,900円			
24の5 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催	年少射撃資格講習手数料	9,700円			
25～64 省略				25～64 省略	
備考 省略				備考 省略	

附 則

この条例は、平成21年12月4日から施行する。

○愛媛県条例第60号

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(経営の基本)				(経営の基本)			
<b>第3条 省略</b>				<b>第3条 省略</b>			
2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次に掲げるとおりとする。				2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次に掲げるとおりとする。			
(1) 省略				(1) 省略			
(2) 工業用水道事業				(2) 工業用水道事業			
名称	位置	給水区域	最大給水量(日量)	名称	位置	給水区域	最大給水量(日量)
省略				省略			
愛媛県西条地区工業用水道	西条市	西条市及びその周辺工業地帯	<u>87,420立方メートル</u>	愛媛県西条地区工業用水道	西条市	西条市及びその周辺工業地帯	<u>229,000立方メートル</u>
省略				省略			
(3)・(4) 省略				(3)・(4) 省略			

**附 則**

この条例は、平成22年3月31日から施行する。